

令和6年度 **青森市**

こども誰でも通園制度

試行的事業のご案内

どんな制度なの？



保護者の就労要件を問わず、保育所等^(※)に通っていない0歳6か月から3歳未満のお子さんが時間単位で通園できる制度です。

(※)保育所、幼稚園、認定こども園、小規模保育事業所、企業主導型保育事業所

こども同士で遊ばせたい、子育ての悩みを相談したい、こどもを預けてリフレッシュしたいときなどに利用できます。

利用料金

こども1人当たり1時間300円

※生活保護世帯や市民税非課税世帯などの場合、利用料金が減免されます。

利用可能時間

こども1人当たり月10時間が上限

※1時間単位の利用とし、1時間未満の利用は1時間の利用とみなします。

実施期間

令和6年7月1日 ~ 令和7年3月31日



どうやって利用するの？



利用認定

子育て支援課または健康福祉課(民生福祉チーム)の窓口で利用認定申請をします。(後日、利用認定通知をお送りします)

施設予約

認定を受けたかたは利用したい施設に直接申込み(予約)をします。

※初めて利用するときは、施設と利用前面談を行なってください。

(お子さんの状況確認や施設見学、施設の利用条件等話し合います)

なお、施設によって利用料金がかかる(利用時間扱いとなる)場合がありますので、施設への確認をお願いします。

利用

申込み(予約)した日時に施設を利用します。

※当日キャンセルは、申込み(予約)した分の時間を利用した扱いとなります。

※同一月は原則1施設のみ利用可能です。

利用可能な施設の情報や制度の詳細については、市ホームページをご覧ください。



【問合せ】

青森市福祉部子育て支援課

☎017-734-5330

市ホームページは

こちらから

